

27	都市整備局	街並み景観づくり制度
事業概要	街並みまちづくりの専門家である「街並みデザイナー」を地域に派遣し、地元の地権者と共に地域のルールである「街並み景観ガイドライン」を定めて景観づくりを進めることで、地域の個性と多様な魅力を育てながら都市づくりを進めていく。	
これまでの経過	<p>平成13年10月「東京の新しい都市づくりビジョン」の中で、街並みデザイナー制度の創設が位置づけられる。</p> <p>平成15年3月 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」公布。</p> <p>平成16年3月 街並み景観重点地区を6地区指定。(赤坂九丁目地区、豊洲二・三丁目地区、豊洲五丁目地区、豊洲六丁目地区、常盤台一・二丁目地区、柴又帝釈天周辺地区)</p> <p>平成16年5月 街並み景観重点地区を1地区指定。(大手町・丸の内・有楽町地区)</p> <p>平成16年6月 街並みデザイナー派遣開始(常盤台一・二丁目地区、以後他2地区に派遣)</p> <p>平成17年3月 街並み景観重点地区を1地区指定。(汐留西地区)</p> <p>平成18年2月 街並み景観重点地区を1地区指定。(大橋一丁目周辺地区)</p> <p>平成18年3月 街並みデザイナー派遣開始(大橋一丁目周辺地区)</p> <p>平成19年5月 街並み景観重点地区を1地区指定。(日本橋室町・日本橋本町周辺地区)</p>	
現在の進行状況	<p>街並み景観ガイドラインを承認した地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常盤台一・二丁目地区(平成19年11月20日) ・ 赤坂九丁目地区(平成19年11月20日) ・ 柴又帝釈天周辺地区(平成20年2月20日) ・ 汐留西地区(平成20年6月30日) 	
今後の見通し	指定済み以外の地区についても、地元地権者や自治体と調整を図りながら、順次街並み景観重点地区を指定していく予定である。	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	電話 03-5388-3265